

## 緑保全創出地域の指定基準

平成13年9月12日  
環境局長決裁

改正 平成21年11月10日

### 1 山岳地域として指定する区域

- ・ 都市活動域条件図<sup>※注1</sup>において都市活動域のメッシュがほとんど現れない市街化調整区域
- ・ 定山溪の豊羽鉦山地区を除く都市計画区域外

### 2 里山地域として指定する区域

- ・ 都市活動域条件図<sup>※注1</sup>において都市活動域のメッシュと非都市活動域のメッシュが混在している市街化調整区域
- ・ 定山溪の豊羽鉦山地区

### 3 里地地域として指定する区域

- ・ 他の地域に含まれない市街化調整区域

### 4 居住系市街地として指定する区域

#### ① 用途地域が指定されている区域のうち以下の区域

- ・ 第1種低層住居専用地域
- ・ 第2種低層住居専用地域
- ・ 第1種中高層住居専用地域
- ・ 第2種中高層住居専用地域
- ・ 第1種住居地域
- ・ 第2種住居地域
- ・ 準住居地域
- ・ 近隣商業地域
- ・ 準工業地域（業務系市街地に含まれる区域を除く）

#### ② 市街化区域に囲まれた市街化調整区域のうち、主要な道路・河川などを除いた面積が概ね5ha未満、もしくは、地区計画制度の適用により都市的土地利用を図る区域で周辺市街地との一体性などから居住系市街地として指定することがふさわしい区域

## 5 業務系市街地として指定する区域

- ① 用途地域が指定されている区域のうち以下の区域
  - ・ 商業地域
  - ・ 工業地域
  - ・ 工業専用地域
  - ・ 準工業地域（都市計画で定める地域地区・地区計画が指定されるなど、工業・流通系の施設を誘導する区域）
- ② 市街化区域に囲まれた市街化調整区域のうち、主要な道路・河川などを除いた面積が概ね5 ha未満、もしくは、地区計画制度の適用により都市的土地利用を図る区域で周辺市街地との一体性などから業務系市街地として指定することがふさわしい区域

## 6 地域区分の境界

- ・ 緑保全創出地域区分のための境界は、用途地域界・地番界・林班界・道路及び河川の中心線などの地域の範囲を明示するのに適当なものにより定めるものとする。

## 7 種別の見直し時期

- ・ 都市計画の変更により緑保全創出地域の種別変更が必要な場合は、都市計画の変更と同時期に種別変更を行うこととする。

ただし、里山地域の特定保留区域で開発許可後に市街化区域に編入される開発の区域については、都市計画の変更に先行して事前に種別変更を行うことができる。

## 8 実施時期

この指定基準は、平成13年10月1日から実施する。

### 附則（平成21年11月10日）

この指定基準は、平成21年11月11日から実施する。

※注1 都市活動域条件図は、区域を200m角でメッシュ区分し、各メッシュごとに傾斜度、標高、地質、土壌の保水力、森林率、道路の有無などを調査して作成したもの。